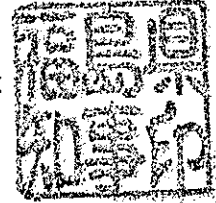




7 生環第 1 3 1 7 号
令和 7 年 1 0 月 2 2 日

福島県消費生活審議会長 様

福島県知事



福島県消費者基本計画について（諮問）

このことについて、福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和 5 2 年福島県条例第 3 9 号以下「条例」という。）第 6 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

福島県消費者基本計画の策定について

2 諮問理由

条例第 6 条第 1 項、消費者基本法（昭和 4 3 年法律第 7 8 号）第 4 条及び消費者安全法（平成 2 1 年法律第 5 0 号）第 4 条第 1 項に基づき策定した福島県消費者基本計画（令和 4 年 3 月策定）の期間が令和 7 年度で終期を迎えることから、計画を策定する必要があるため。